

横浜市総合保健医療センターにおける介護療養病床の施設転換について

【趣旨】

国の医療制度改革により令和5年度末に介護療養病床が廃止されます。これを踏まえ、横浜市総合保健医療センター（以下「センター」という。）の介護療養病床（12床）について、次のとおり対応します。

- 1 第4期指定管理業務開始時（令和3年度）から介護医療院（※）へ転換します。
- 2 これに基づき、次期指定管理業務開始に向けた選定事務を進めていきます。

※介護医療院…平成30年4月の介護保険法改正により創設された施設。慢性期の医療及び介護が必要な高齢者を対象に、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた介護保険施設。

1 施設概要

(1) 設置の目的

寝たきりの状態にある高齢者、認知症の高齢者、精神障害者及び生活習慣病患者等（要援護者）に対し、在宅での生活の継続を目的とした保健医療に係る専門的な支援を行うとともに、地域における保健医療の向上を図る。

(2) 施設概要

所在地	横浜市港北区鳥山町1735番地	構造	鉄骨・鉄筋コンクリート造 4階建
開設年月日	平成4年10月1日（平成18年度から指定管理者制度を導入）		
現指定管理者	公益財団法人横浜市総合保健医療財団（理事長 水野 恭一）		
指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日（第3期）		
施設種別	内容及び病床数・定員等		
診療所	入所 19床（介護療養病床 12床、一般病床 7床）、外来診察室、各種検査室		
介護老人保健施設	入所（80床）、通所リハビリテーション		
精神障害者支援施設	精神障害者自立訓練施設、精神障害者就労支援施設、精神科デイケア施設、精神障害者就労支援センター、港北区精神障害者生活支援センター		
その他	総合相談室、講堂、研修室、フィットネスルーム、薬局（医事課（会計窓口）含む）		

2 施設転換の基本的な考え方

(1) 転換の方向性

センターにおいて、医療的ケアの必要性の高い要介護高齢者の方に療養上の看護・介護を行うため、現在12床の介護療養病床を有し、90%以上の稼働率を維持しています。

一般の介護保険法の改正により、介護療養病床が令和5年度末で廃止されることになりましたが、今後ますます高齢化が進む中、現在、センターで対応している、医療を必要とする要介護高齢者の入所ニーズは、今後も継続することが見込まれますので、ニーズに的確に対応するため、以下の理由により、令和3年4月からセンターの介護療養病床（12床）を介護医療院に転換することとします。

【介護療養病床の利用者の状況】

・延べ利用者数			・要介護度別（人）		
	延べ人数(人)	稼働率(%)	要介護4	要介護5	合計
平成28年度	4,097	93.3	2	24	26
平成29年度	4,255	97.1	5	22	27
平成30年度	4,317	98.6	11	17	28

※要介護1～3は該当なし

(2) 介護医療院へ転換する理由

ア 介護と療養の機能担保の必要性

介護療養病床は、介護医療院、医療療養病床、介護老人保健施設及び特別養護老人ホームのいずれかへの転換が必要となります。この中で、介護老人保健施設はセンターに併設されており、利用者のニーズや状態像に応じて介護療養病床若しくは介護老人保健施設に入所しています。介護療養病床が介護老人保健施設に

転換された場合、長期的な医療的ケアが必要な要介護高齢者のニーズに必要なかつ十分な対応ができなくなる恐れがあります。このほか、医療療養病床へ転換した場合は、医療のニーズに重点を置いているため、介護の対応ができず、特別養護老人ホームへ転換した場合は、生活介護が中心となるため、医療の対応が不十分になると考えます。

介護医療院は、転換先候補施設の中で唯一、介護・療養の双方の機能を併せ持っているため、センターに診療所が併設されているメリットを活かし、医療の必要性がある要介護高齢者に、継続的に介護・療養サービスを提供することができます。

イ 施設の規模・構造上の制約

センターの介護療養病床数はわずか12床で、市内に6か所ある介護療養病床の中で最も規模が小さい病床です。このため、医療療養病床に転換する場合は、医療機能強化のために必要な機器設置や検査スペースの確保等がむずかしく、特別養護老人ホームに転換する場合は、施設要件を満たすため、多床室を個室に改修するなど大幅なレイアウト変更を伴い、現在の定員数を維持することができなくなります。

介護医療院は、介護療養病床と施設形態が最も近く、施設転換に伴う新たなスペースの確保が基本的に不要なため、規模・構造上の制約を受けずに済みます。

ウ 本市施策との整合性

よこはま地域包括ケア計画において、介護医療院は介護療養病床から転換することを想定し、全体の定員数の維持を目標としているため、介護医療院以外への施設転換では、定員数が減少することとなり、維持ができなくなります。このことから、介護療養病床から介護医療院へ転換することは、本市施策の方向性と整合していると考えます。

また、転換の時期を令和3年4月とすることにより、事業の一貫性が保持され、選定の公正性が確保されます。

【転換先候補施設について】

施設・類型	現行	転換先候補施設			
		介護医療院（I型：介護療養病床相当）	医療療養病床	介護老人保健施設	特別養護老人ホーム
概要	長期療養の必要な要介護者に対し、医学的管理の下における介護、必要な医療等を提供する病床	慢性期の医療が必要な要介護高齢者に対し、日常的な医学管理や看取り等の介護・医療の提供に加え、生活機能も兼ね備えた施設	主として長期療養を必要とする（医療の必要性が高い）患者のための医療機能に重点を置いた病床	要介護者にリハビリ等を提供し、在宅復帰を目指す施設	要介護者のための生活介護に特化した施設
設置根拠	医療法（診療所） 介護保険法	医療法（医療提供施設） 介護保険法	医療法（診療所）	介護保険法	老人福祉法
財源	介護保険	介護保険	医療保険	介護保険	
介護機能	○	○	×	○	○
療養機能	○	○	○	×	×

3 今後のスケジュール（予定）

時期	予定
令和2年5～7月	指定管理者選定評価委員会開催（全2回）
12月	第4回市会定例会にて指定管理者指定の議案及び条例の一部改正議案を提出
令和3年4月	第4期指定管理業務開始

【参考】療養病床の再編に関する経緯

時 期	内 容
平成 18 年	医療保健制度改革により、各療養病床での様々な医療必要度の利用者が混在する状況に対し、患者の状態に即した機能分担の明確化の観点から、以下の2点を柱に再編がされる。 ①医療ニーズの高い方は「医療療養病床」、低い方は「介護老人保健施設等」で対応 ②介護療養病床を平成 23 年度末で廃止
平成 23 年	介護療養病床患者の多くが一定程度医療の必要性の高い利用者であることから、介護老人保健施設等への転換が進まない状況を踏まえ、廃止・転換期限を平成 29 年度末まで6年延長
平成 27 年	療養病床のあり方等に関する検討会において、今後増加が見込まれるニーズへの対応として、以下の機能を有する新たな施設類型を提案 ①日常的な医学管理や看取り・ターミナルケア→「医療」 ②日常生活の世話→「介護」 ③プライバシーの尊重や家族・地域住民との交流が可能→「住まい」
平成 28 年	療養病床のあり方等に関する特別部会により、「介護医療院」の名称のもと、医療・介護ニーズに対応した施設の設置基準等のより細かい基準を提示
平成 30 年	介護医療院の創設、介護療養病床の廃止・転換期限を令和 5 年度末まで 6 年再延長 ⇒介護保険法の改正により、要介護高齢者を対象に、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する「生活施設」として、「介護医療院」を創設し、期限までの転換を目指す。 ← よこはま地域包括ケア計画（平成 30 年度から令和 2 年度まで）発効 「介護医療院」を計画に明記（介護療養病床と合わせて定員数維持を目標設定） ← 第 4 期指定管理期間開始（令和 3 年 4 月～）
令和 6 年 3 月	介護療養病床廃止

内は横浜市の動き